



# 「新個人情報保護法と 医療データ特別法」

2022（令和4）年7月22日（金）  
14:00～17:30

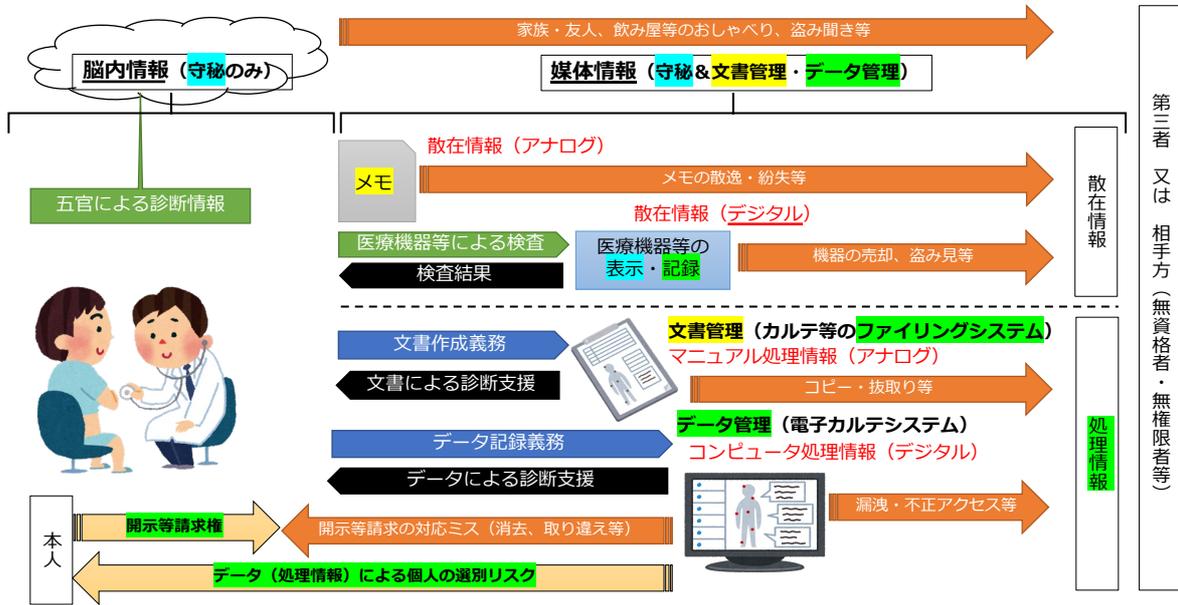
鈴木 正朝（すずき まさとも）

一般財団法人 情報法制研究所（JILIS）理事長  
新潟大学 大学院現代社会文化研究科・法学部 教授  
理化学研究所 AIP 客員主管研究員



## 医療情報の法的保護

## 医療情報の取得と利用、及び漏洩等のリスク



Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved

3

3

## ポイント：医療現場の情報管理意識の実態と問題点

前図にみるように具体的な脅威、想定しているインシデントが漏洩問題に集中している。

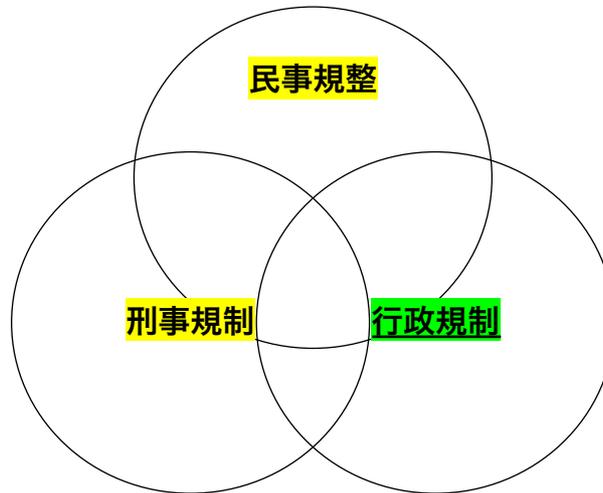
- 個人情報の保護をほぼデータ漏洩等秘密漏示 (守秘) の問題として捉えている。  
→ 守秘法制と個人情報保護法制の違いを認識できていない。
- プライバシーの権利の中核を秘密権 (守秘の問題) と捉え、個人情報の保護とプライバシーの保護をほぼ同義のものとして理解している。  
→ 個人情報の保護とプライバシーの保護の違いを認識できていない。
- 個人情報保護法の法目的である「個人の権利利益」の保護 (第1条) をプライバシーの権利利益に属する情報 (データプライバシー) の保護の問題として捉えている。  
→ 個人情報保護法の法目的には、秘密保持 (守秘) もあるが、個人データ保護法固有の本来的な目的があることを知らない (データによる人間の選別)。  
→ 個人情報保護法上の本人関与の問題 (開示等及び苦情への対応) が考察から落ちてきている。  
→ 医学部入試女子受験生差別問題が個人情報保護法上の問題となることをわかっていない。
- 個人情報の保護及びプライバシーの保護等法令遵守の問題が、ほぼ情報セキュリティ対策と医療倫理問題に包摂されてしまう。  
→ プライバシー保護技術における脅威モデル及び課題設定と法令等遵守が対応していない。  
→ 患者の治療等一次利用中心に考えているので、二次利用との法的規律の違いがわかっていない。  
\* 医療機関や研究機関ごとの倫理審査委員会の法令解釈のスキルにばらつきがある。

Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved

4

4

## 医事法における医療等情報の取扱いに関する法的責任



Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved

5

5

## 医事法における医療等情報の取扱いに関する法的責任

### 1. 民事規整（医療従事者及び医療関係事業者）

- ① 契約法における義務：医療契約における**守秘義務**（損害賠償責任）
- ② 不法行為法における義務：**患者のプライバシー保護義務**（損害賠償責任）

### 2. 刑事規制（医療関係資格を有する医療従事者の**守秘義務**）

- ① 刑法の秘密漏示罪（医師・歯科医師、薬剤師、助産師等）
- ② その他医療従事者法における秘密漏示罪（保健師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師等）

### 3. 行政規制（医療関係事業者の義務）

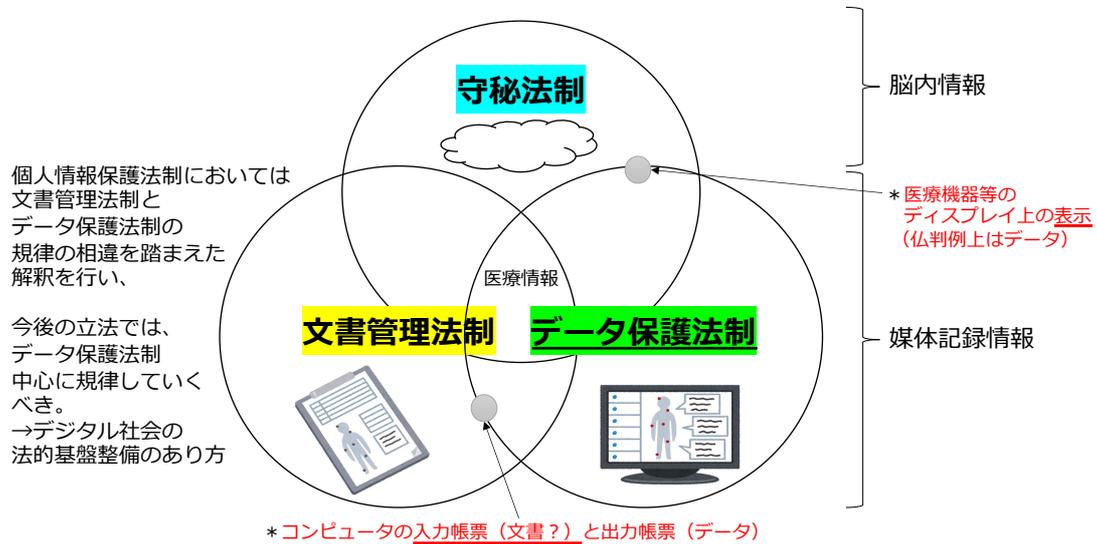
- ① **新個人情報保護法**（令和5年4月1日施行）の義務
- ② **番号法**（マイナンバー）
  - ・マイナンバーカードと保険証との一体化
  - ・医療従事者の管理（インハウス情報としての管理）
- ③ **次世代医療基盤法**（匿名加工医療情報の取扱い等の義務）
  - \* 厚生労働省「**医療分野匿名加工情報**検討会」における新法の動向
- ④ 医療関係法令における**文書作成・保存義務**

Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved

6

6

## 医事法における医療等情報の取扱いに関する法的責任



Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved

7

7

## 医療関係資格と守秘法制：医療関係資格、介護サービス従業者等に係る守秘義務等

資格名	根拠法
医師、歯科医師、薬剤師、助産師	刑法第134条第1項
保健師、看護師、准看護師	保健師助産師看護師法第42条の2
診療放射線技師	診療放射線技師法第29条
臨床検査技師、衛生検査技師	臨床検査技師等に関する法律第19条
理学療法士、作業療法士	理学療法士及び作業療法士法第16条
視能訓練士	視能訓練士法第19条
臨床工学技士	臨床工学技士法第40条
義肢装具士	義肢装具士法第40条
救急救命士	救急救命士法第47条
言語聴覚士	言語聴覚士法第44条
歯科衛生士	歯科衛生士法第13条の6
歯科技工士	歯科技工士法第20条の2
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条の2
柔道整復師	柔道整復師法第17条の2
精神保健福祉士	精神保健福祉士法第40条

個人情報保護委員会「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」別表4を参照して作成  
[https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/iryoukaigo\\_guidance/](https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/iryoukaigo_guidance/)

8

8

### **【守秘義務に係る法令の規定例】**

#### ○**刑法第134条**

医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

\* 「医師」には歯科医師も含まれる（刑事訴訟法105条及び149条参照）

\* 「正当な理由」：感染症法の医師の届出や児童虐待に係る通告（虐待通告）などがある。

#### ○**保健師助産師看護師法**

##### **第42条の2**

保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなった後においても、同様とする。

##### **第44条の4**

第四十二条の二の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

9

9

### **【守秘義務に係る法令の規定例】**

#### ○**診療放射線技師法**

（秘密を守る義務）

##### **第29条**

診療放射線技師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。診療放射線技師でなくなった後においても、同様とする。

##### **第35条**

第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

#### ○**臨床検査技師等に関する法律**

（秘密を守る義務）

##### **第19条**

臨床検査技師は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。臨床検査技師でなくなった後においても、同様とする。

##### **第23条**

第十九条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

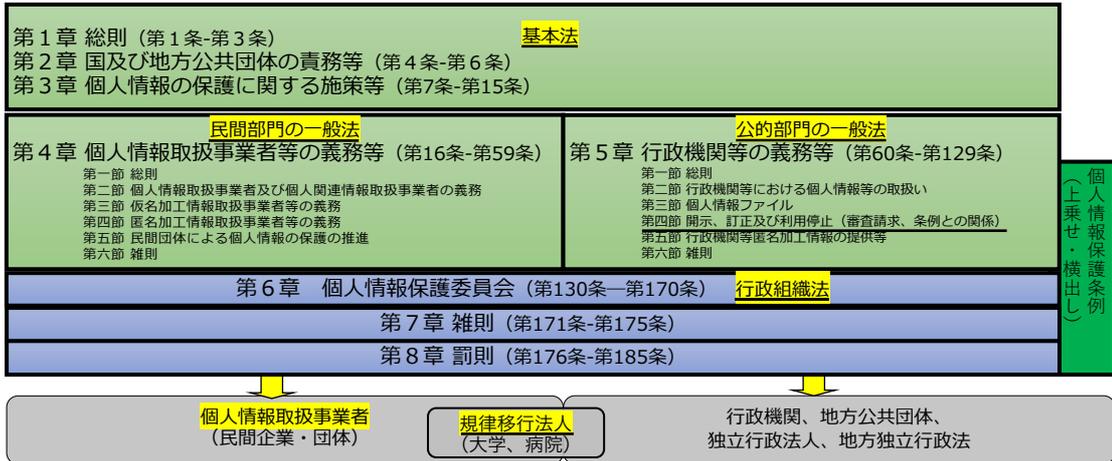
2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

10

10

# 新個人情報保護法（令和3年改正）の全体構造

令和3年通常国会で成立した新個人情報保護法は公的部門と民間部門との一元化によって、2000以上の法律と条例が一つの法典となり、監督権限も個人情報保護委員会に一元化された。



Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

民間部門	法目的を支える義務	事業者の義務（第4章）	対象情報	
新個人情報保護法	1.データ管理	①利用目的管理義務	利用目的の特定（17条） 利用目的による制限（18条） 不適正な利用の禁止（19条）	個人情報 （個人データ）
		②取得管理義務	適正な取得（20条）*要配慮個人情報の例外対応あり 取得に際しての利用目的の通知等（明示、公表）（21条）	
	③安全管理義務	データ内容の正確性の確保等（22条） 安全管理措置（23条） 従業員の監督（24条） 委託先の監督（25条） 漏えい等の報告等（26条）	個人データ	
		④提供管理義務		第三者提供の制限（27条）*要配慮個人情報の例外対応あり 外国にある第三者への提供の制限（28条） 第三者提供に係る記録の作成等（29条） 第三者提供を受ける際の確認等（30条） 個人関連情報の第三者提供の制限等（31条）
		⑤加工処理管理義務		仮名加工情報取扱事業者等の義務（40-41条） 匿名加工情報取扱事業者等の義務（42-46条）
	2.データへの本人関与 （データ管理状況の確認）	⑥本人関与対応義務	保有個人データに関する事項の公表等（32条） 開示（33条）、訂正等（34条）、利用停止等（35条） 手続（36-39条） 苦情処理（40条）	保有個人データ 個人情報

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

**公的部門**

法目的を支える義務		行政機関等の義務 (第5章)	対象情報
1.データ管理	①利用目的管理義務	個人情報の保有の制限等 (61条) 利用目的の明示 (62条) 不適正な利用の禁止 (63条)	個人情報
	②取得管理義務	適正な取得 (64条)	
	③安全管理義務	正確性の確保 (65条) 安全管理措置 (66条) 従事者の義務 (67条) 漏えい等の報告等 (68条)	保有個人情報
		④提供管理義務	利用及び提供の制限 (69条) 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求 (70条) 外国にある第三者への提供の制限 (71条) 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求 (72条)
	⑤加工処理管理義務	仮名加工情報の取扱いに係る義務 (73条)	仮名加工情報
第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等 (109-123条)		行政機関等匿名加工情報	
2.データへの本人関与	⑥個人情報ファイル管理義務	個人情報ファイルの保有等に関する事前通知 (74条) 個人情報ファイル簿の作成及び公表 (75条)	個人情報ファイル
(データ管理状況の確認)	⑦本人関与対応義務	第一款 開示 (76-89条) , 第二款 訂正 (90-97条) 第三款 利用停止 (98-103条) , 第四款 審査請求 (104-107条) 第四款 審査請求 (104-107条) , 第五款 条例との関係 (108条)	保有個人情報

13

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

13

	民間部門 (第4章)	公的部門 (第5章)
①利用目的管理義務	利用目的の特定 (17条) 利用目的による制限 (18条) 不適正な利用の禁止 (19条)	個人情報の保有の制限等 (61条) 利用目的の明示 (62条) 不適正な利用の禁止 (63条)
②取得管理義務	適正な取得 (20条) 取得に際しての利用目的の通知等 (21条)	適正な取得 (64条)
③安全管理義務	データ内容の正確性の確保等 (22条) 安全管理措置 (23条) 従業者の監督 (24条) 委託先の監督 (25条) 漏えい等の報告等 (26条)	正確性の確保 (65条) 安全管理措置 (66条) 従事者の義務 (67条) 漏えい等の報告等 (68条)
	④提供管理義務	利用及び提供の制限 (69条) 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求 (70条) 外国にある第三者への提供の制限 (71条)
⑤加工処理管理義務	第三者提供の制限 (27条) 外国にある第三者への提供の制限 (28条) 第三者提供に係る記録の作成等 (29条) 第三者提供を受ける際の確認等 (30条)	個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求 (72条)
	個人関連情報の第三者提供の制限等 (31条)	
⑥DB公表等管理義務	仮名加工情報取扱事業者等の義務 (40-41条) 匿名加工情報取扱事業者等の義務 (42-46条)	仮名加工情報の取扱いに係る義務 (73条) 第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等 (109-123条)
	保有個人データに関する事項の公表等 (32条)	個人情報ファイルの保有等に関する事前通知 (74条) 個人情報ファイル簿の作成及び公表 (75条)
⑦本人関与対応義務	開示 (33条) , 訂正等 (34条) , 利用停止等 (35条) 手続 (36-39条) 苦情処理 (40条)	第四節 第一款 開示 (76-89条) , 第二款 訂正 (90-97条) 第三款 利用停止 (98-103条) , 第四款 審査請求 (104-107条) 第四款 審査請求 (104-107条) , 第五款 条例との関係 (108条)
⑧その他	雑則 (57条-59条)	雑則 (124-129条)

14

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

14

## 令和3年改正個人情報保護法の罰則と法定刑

	両罰 (184条)	懲役刑	罰金刑	重 ↓ 軽
個人の秘密に属する個人情報ファイルの提供 (176条) ●	-	2年以下	100万円以下	
委員会秘密漏示罪 (177条) ●	-	2年以下	100万円以下	
個人情報保護委員会からの命令への違反 (178条) ●	行為者	1年以下	100万円以下	
	法人等	-	1億円以下	
個人情報データベース等の不正提供等 (179条) ●●	行為者	1年以下	50万円以下	
	法人等	-	1億円以下	
図利目的による保有個人情報提供等 (180条) ●	-	1年以下	50万円以下	
職権濫用による目的外収集 (181条) ●	-	1年以下	50万円以下	
個人情報保護委員会への虚偽報告等 (182条) ●	行為者	-	50万円以下	
	法人等	-	50万円以下	

● 国外犯処罰規定 (183条)、● アンダーラインは民間部門の罰則

15

15

## \* 令和2年改正個人情報保護法による法定刑の引上げ

令和2年改正法の一部施行 (令和2年12月12日) に伴い法定刑は下表のとおり大幅に引き上げられた。なお、条文は令和3年改正法によった。

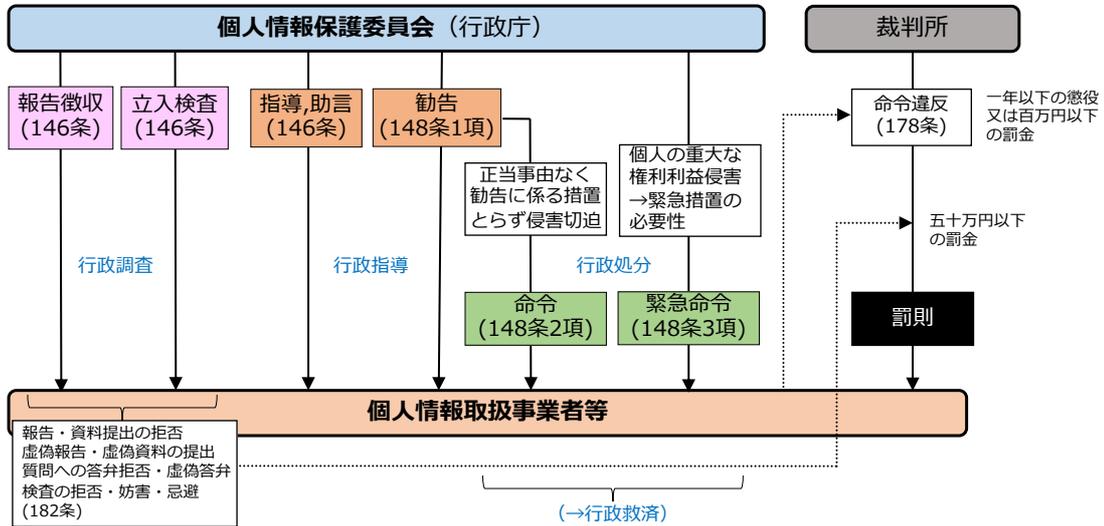
		懲役刑		罰金刑	
		改正前	改正後	改正前	改正後
個人情報保護委員会からの命令への違反 (178条)	行為者	6月以下	1年以下	30万円以下	100万円以下
	法人等	-	-	30万円以下	1億円以下
個人情報データベース等の不正提供等 (179条)	行為者	1年以下	1年以下	50万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	50万円以下	1億円以下
個人情報保護委員会への虚偽報告等 (182条)	行為者	-	-	30万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	30万円以下	50万円以下

個人情報保護委員会ホームページ参照

16

16

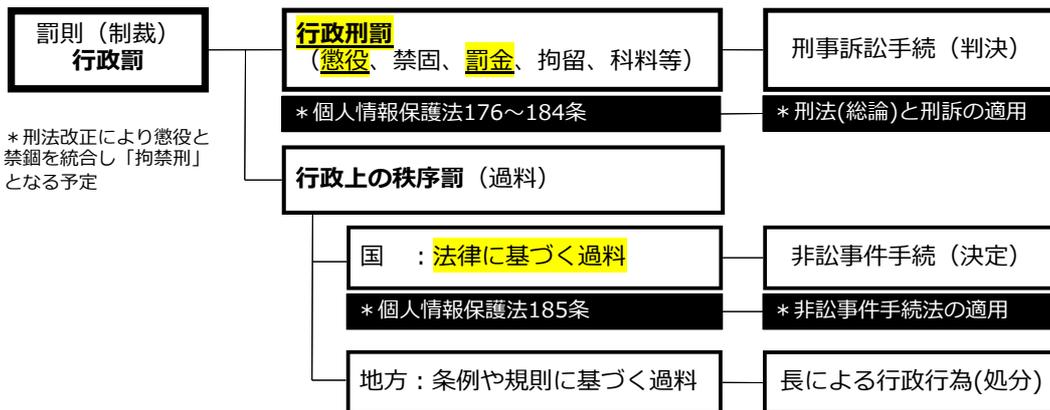
## 個人情報保護委員会 個人情報取扱事業者等の監督



17

## 罰則：行政上の義務履行確保 — 行政制裁制度

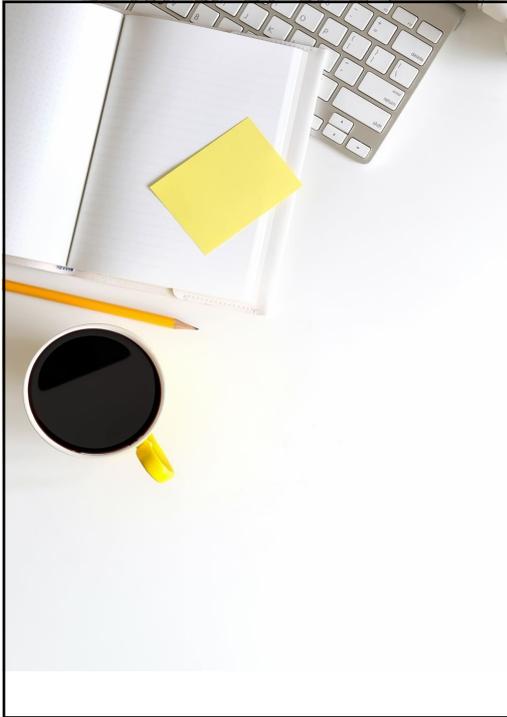
個人情報保護法上の義務の履行を確保するため、同法は刑罰（懲役及び罰金）及び行政上の秩序罰（過料）を定め、罰則（制裁）を科すことで違反の予防を図っている。



大橋洋一『行政法I』第2版、304頁（有斐閣、2013）を参考に作成

18

18



# 【ケーススタディ1】 電子医療カルテ ～「個人情報」の定義 1つの条文、2つの解釈

## カルテデータの一部（例）

次に示すカルテデータの一部は「個人情報」に該当するか？

- Q1 患者の氏名、生年月日、性別
- Q2 体温、血圧、脈拍、体重等の数値データだけ（氏名等なし）
- Q3 カルテ番号だけ（氏名等なし）
- Q4 臓器写真、レントゲン写真（カルテ番号及び氏名等なし）

岐阜大学医学部附属病院先端医療・臨床研究推進センター  
<https://hosp.gifu-u.ac.jp/icc/chiken/unyou/emr-tmp.html>

民間部門 (平成27年改正)

基本法 (令和3年改正)

## 第2条 (定義) : 「個人情報」

- 1 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（**文書、図画若しくは電磁的記録**（**電磁的方式**（**電子的方式、磁気的方式**その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（**個人識別符号を除く。**）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（**他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。**）
  - 二 個人識別符号が含まれるもの

21

21

公的部門

### 第78条 (保有個人情報の開示義務)

- 1 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「**不開示情報**」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
  - 一 (略)
  - 二 **開示請求者以外の個人に関する情報**（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（**他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。**）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

22

22

## 公民一元化による定義の配置の整理と「個人情報」概念の公民統一

### 基本法

#### 第一章 総則（第一条—第三条）

2条1項「個人情報」、2条2項「個人識別符号」、2条3項「要配慮個人情報」

2条4項「本人」

2条5項「仮名加工情報」、2条6項「匿名加工情報」、2条7項「個人関連情報」

2条8項「行政機関」、2条9項「独立行政法人等」、2条10項「独立行政法人等」、2条11項「行政機関等」

#### 民間部門

#### 第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

##### 第一節 総則（第十六条）

16条1項「個人情報データベース等」

16条2項「個人情報取扱事業者」

16条3項「個人データ」

16条4項「保有個人データ」

16条5項「仮名加工情報取扱事業者」

16条6項「匿名加工情報取扱事業者」

16条7項「個人関連情報取扱事業者」

16条8項「学术研究機関等」

#### 公的部門

#### 第五章 行政機関等の義務等

##### 第一節 総則（第六十条）

60条1項「保有個人情報」

60条2項「個人情報ファイル」

60条3項「行政機関匿名加工情報」

60条4項「行政機関等匿名加工情報ファイル」

60条5項「条例要配慮個人情報」

#### 第五章 行政機関等の義務等

78条1項2号「開示請求者以外の個人に関する情報」

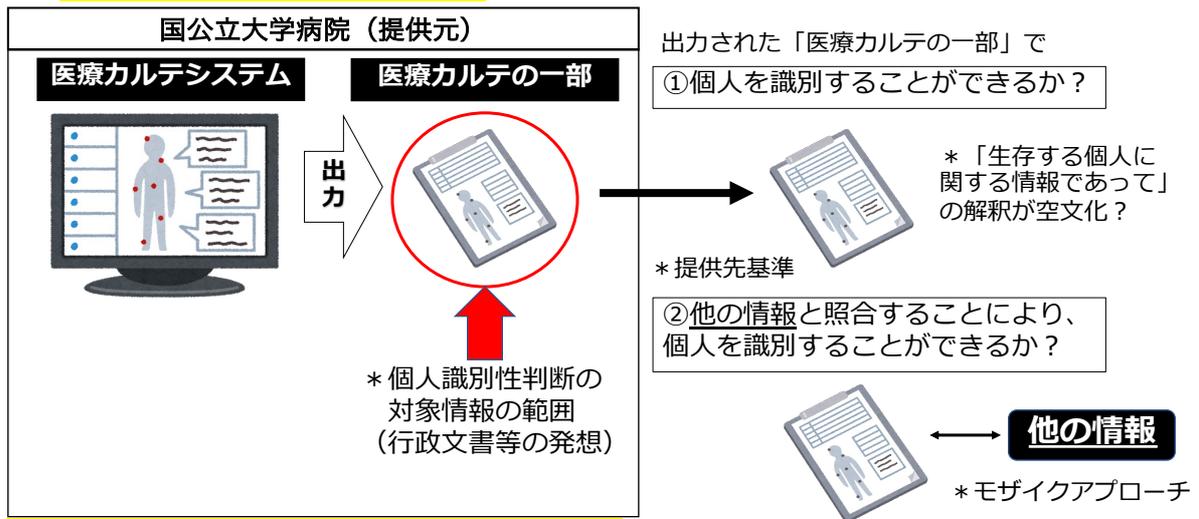
Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

23

23

## A. 公民一元化以前の公的部門の「個人情報」該当性解釈

× 行政機関情報公開法5条1号不開示情報の考え方で個人情報保護法の「個人情報」を解釈することの問題



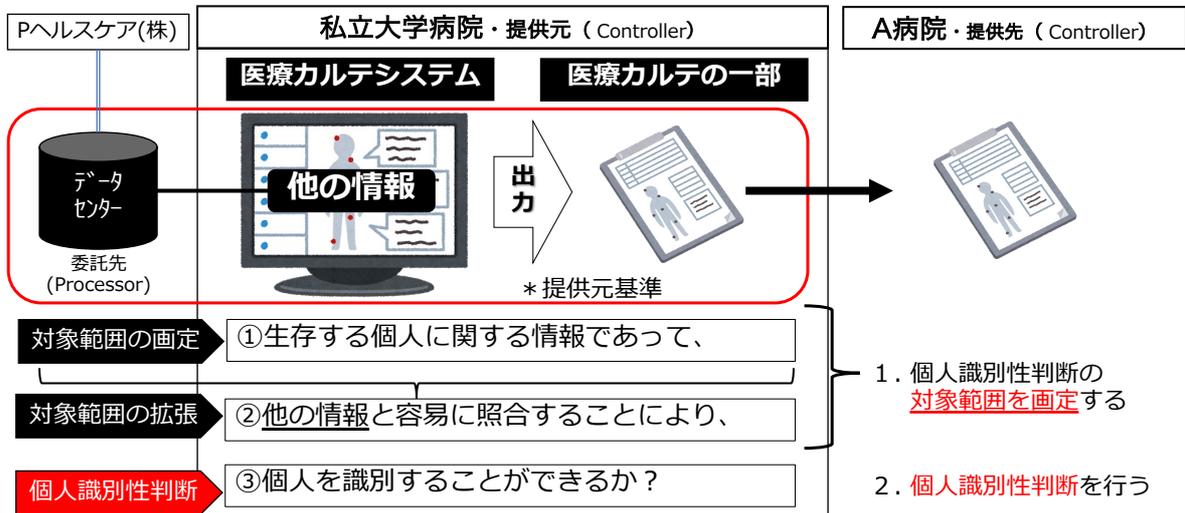
\* 個情法78条1項2号の開示請求者以外の個人に関する情報はこれ

Copyright © Masatomo Suzuki 2021, All Rights Reserved

24

24

## B. 公民一元化後（民間部門は旧法から）の「個人情報」該当性の解釈



Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

25

25

## 個人情報該当性判断の結果

	A 公的部門型	B 民間部門型 (公民一元化)
Q1 患者の氏名、生年月日、性別	○	○
Q2 体温、血圧、脈拍、体重等の 数値データだけ（氏名等なし）	? *1	○ *1
Q3 カルテ番号だけ （氏名等なし）	?	○
Q4 臓器写真、レントゲン写真 （カルテ番号及び氏名等なし）	? *2	○

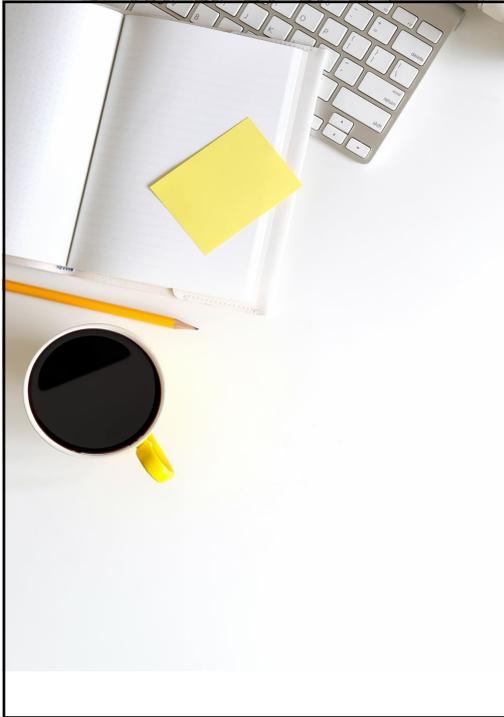
\*1 記名式Suica履歴データ提供事件において、JR東日本の解釈及び大手法律事務所や財界等の多くは提供先基準を支持し（匿名化・仮名化の不知による）適法意見であったが、政府の解釈は提供元基準であった（→匿名加工情報、仮名加工情報の導入）。

\*2 厚生労働省は、医療分野において「連結可能匿名化」（提供先基準）を採用し、指針を策定していたが、個人情報保護委員会への権限移管とその後の公民一元化により提供元基準に転換した（仮名加工医療情報の特別法制定の提言）。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

26

26



## 【ケーススタディ2】 記名式Suica履歴データ 無断提供事件

ーデータ管理法制の特徴を考える

27

27

### Suica履歴データ無断提供事件の概要

JR東日本株式会社（以下「JR東」という）がビッグデータビジネスのテストケースとして、Suicaデータベースから氏名や電話番号等を削除し、Suica IDを不可逆的に別番号に変換し置換するなどいわゆる匿名化措置を講じ、本人に無断で（第三者提供の本人同意またはオプトアウト手続を経ずに）、株式会社日立製作所（以下「日立」という）に販売し、利用者から批判を浴びた事件である。

日立はこのデータを駅ごとに統計化してマーケティングデータとして販売する計画であった。

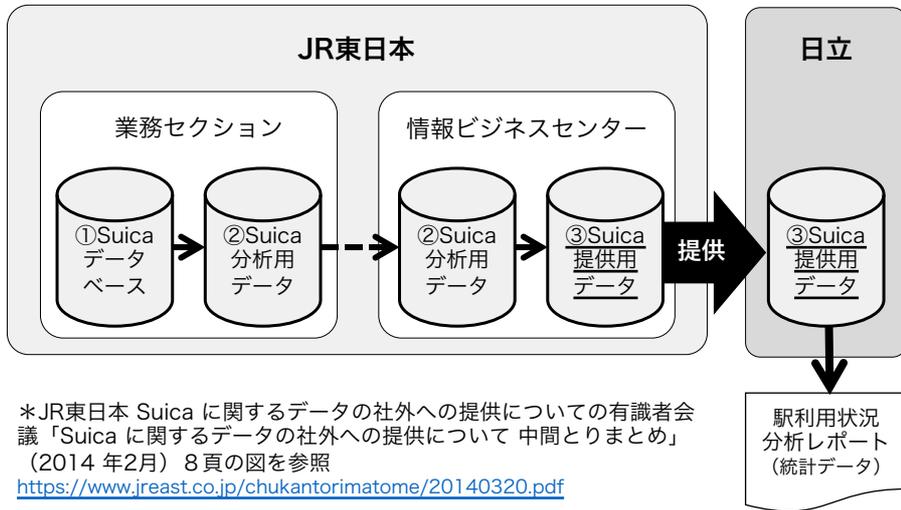
当時多くのメディアは利用者の不安を考慮しない企業対応を批判したが、一部の研究者からは、利用者の不安への対応の問題ではなく、この匿名化措置が不十分であって依然として「個人データ」のままであり、第三者提供の制限に違反している点が問われたものである。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

28

28

図1 記名式Suica履歴データ販売事業の全体概要



Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

図2 記名式Suicaデータベースから提供用データに至る加工遷移

①Suicaデータベース

Suica ID	氏名	フリガナ	TEL	生年月日	性別	乗降履歴データ						物販履歴データ	
						入札データ			出札データ				利用額
						駅番号	ゲート番号	時刻	駅番号	ゲート番号	時刻		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

加工

②Suica分析用データベース

Suica ID	氏名	フリガナ	TEL	生年月	性別	乗降履歴データ						物販履歴データ	
						入札データ			出札データ				利用額
						駅番号	ゲート番号	時刻	駅番号	ゲート番号	時刻		
○	削除	削除	削除	日を削除	○	○	○	○	○	○	○	○	

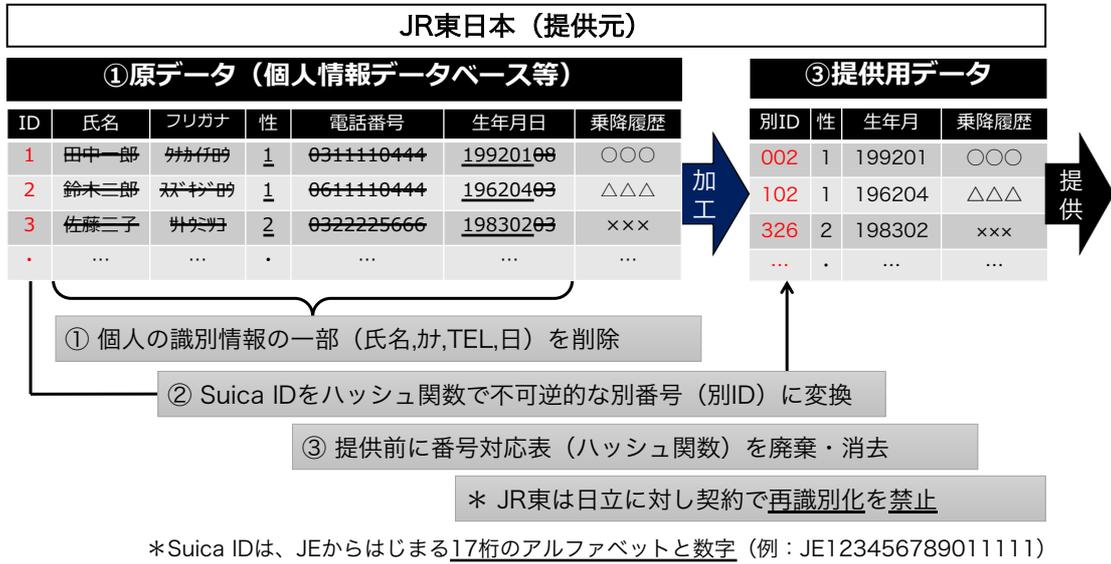
加工

③Suica提供用データベース

Suica ID	氏名	フリガナ	TEL	生年月	性別	乗降履歴データ						物販履歴データ	
						入札データ			出札データ				利用額
						駅番号	ゲート番号	時刻	駅番号	ゲート番号	時刻		
別ID	削除	削除	削除	日を削除	○	○	○	○	○	○	○	削除	削除

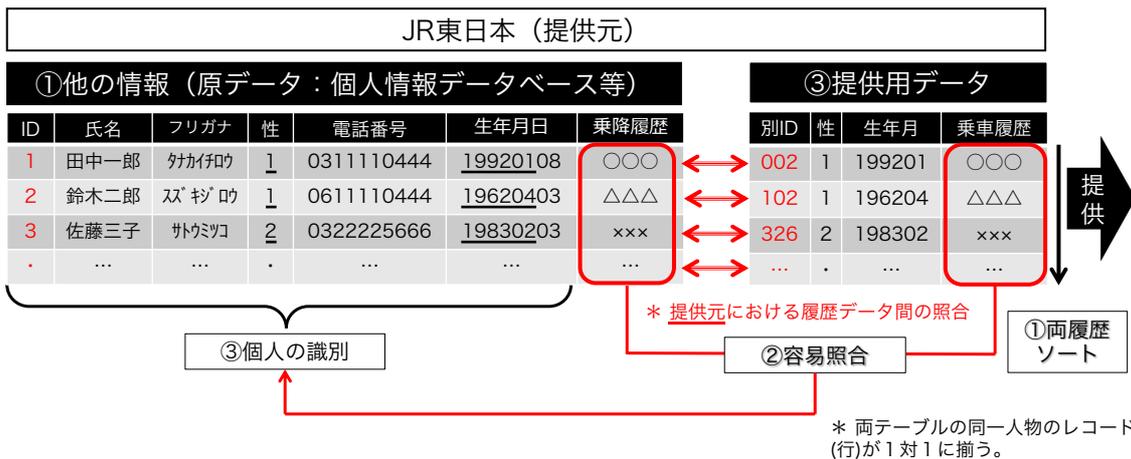
Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

図3 記名式Suicaデータの匿名化の失敗例（仮名化した個人データ）



Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

図4 記名式Suica履歴データ（処理情報）の容易照合による個人識別



Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

## 図5 Suicaデータベースにおける乗降履歴データの識別機能

○ 乗降履歴のデータセット（推測）

回	入札 駅番号	ゲート 番号	年月日時分秒 yyyymmddhhmmss	出札 駅番号	ゲート 番号	年月日時分秒 yyyymmddhhmmss
1	0001	24	20130822072308	0005	08	20130822073525
2	0005	09	20130822084017	0122	12	20130822084848
3	0122	05	20130822161206	3029	01	20130822221551
・	・・・	...	.....	・・・	..	.....

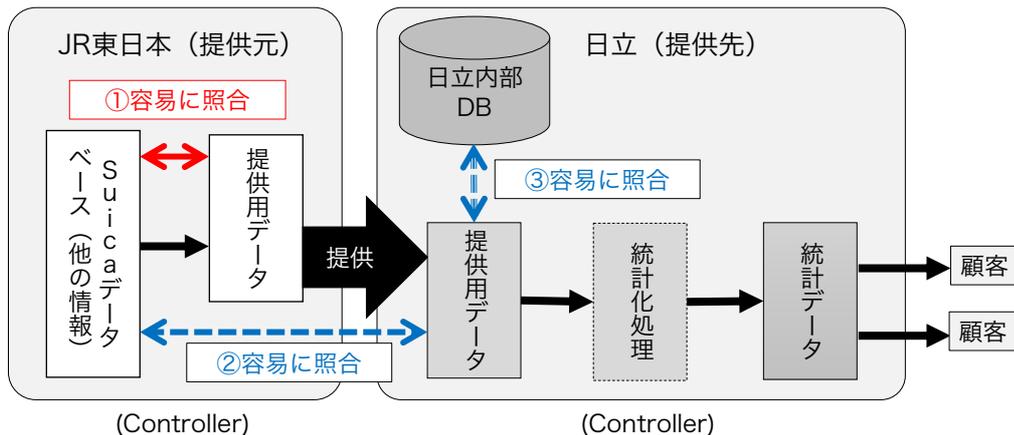
- ① 同一Suicaで鉄道等を利用するごとに、毎回上記のような履歴データが生成される（推測）。  
 ＊記名式Suica（定期）は、本人確認を経て登録された同一の人物が所持し利用するもの。  
 ② この履歴データが蓄積されるほどに、Suicaデータベースの全てのレコードは、それぞれがユニーク（悉皆的かつ唯一無二）な数値となる。要するに、乗降履歴データが、いわば個人識別子と同様の識別機能を有することになる。  
 ＊例外は、登録購入したまま未使用の場合（履歴データが空白、本人への侵害もない）。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

33

33

## 図6 記名式Suica履歴データ販売（第三者提供モデル）における 容易照合性：①提供元基準説と②提供先基準説



＊JR東は「第三者提供」後は、個人データの取扱いに関して法的義務を負わず、日立の責任となる。ゆえに、提供前の本人の関与（同意、オプトアウト手続き）が規定されている。

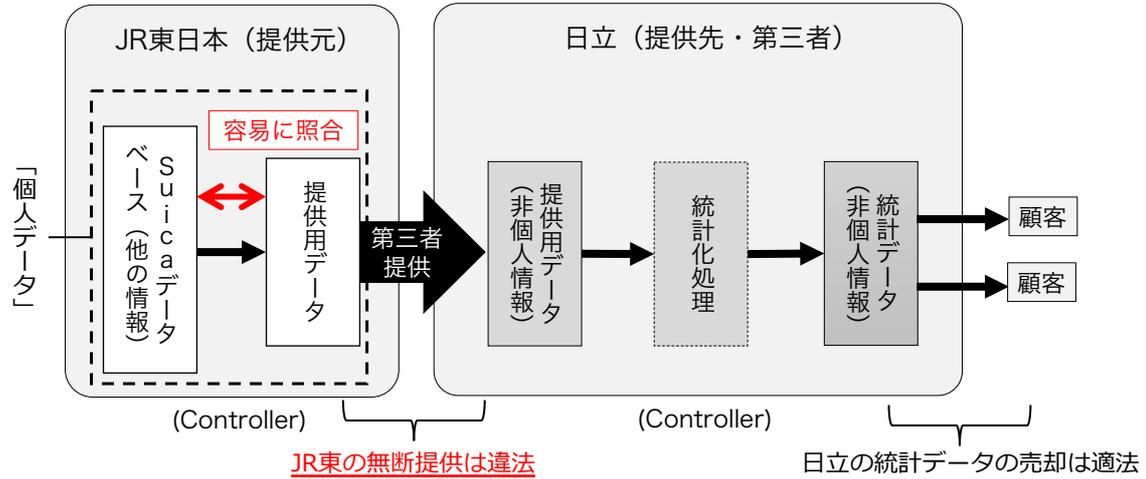
Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

34

34

図7 記名式Suica履歴データの無断第三者提供モデル（違法モデル）

\* 本人同意またはオプトアウト手続があれば適法モデル

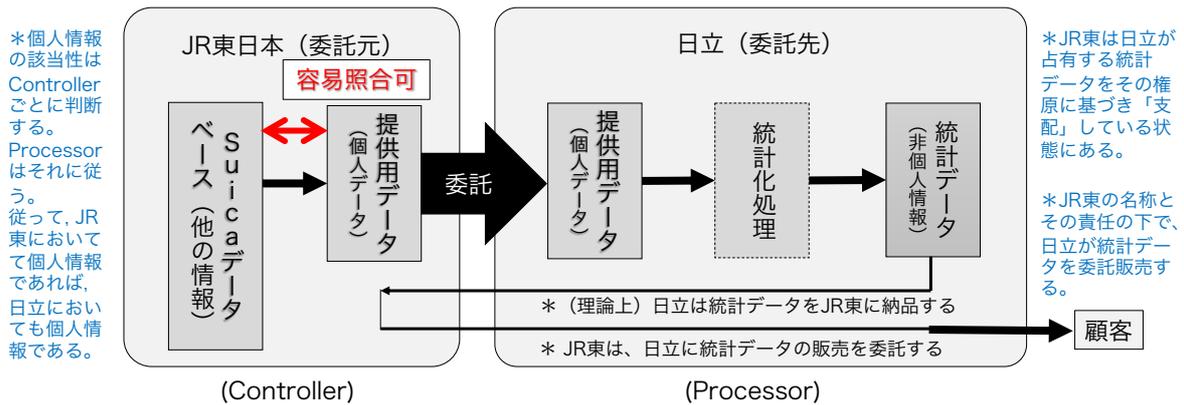


Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

35

35

図8 記名式Suica履歴データの委託モデル（適法モデル）



- ① 「委託」であれば、JR東は個人データを「委託先の監督」の下に本人同意なく日立に提供できる。
  - ② 履歴データの統計化は「利用目的の制限」を受けずに処理できる。
  - ③ 統計化したデータは「個人データ」に該当せず自由に提供（販売・無償譲渡、公表、流通）できる。
- \* 統計データによっては個人を選別できず「個人の権利利益」を侵害しないからである。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

36

36

図9 記名式Suicaデータの匿名加工の失敗の原因

Suicaデータベース（原データベース）

Suica ID	氏名	フリガ	TEL	生年月日	性別	乗降履歴データ						物販履歴データ	
						入札データ			出札データ				鉄道利用額
						駅番号	ゲート番号	時刻	駅番号	ゲート番号	時刻		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

【当初の処理】

認識：「個人識別情報」

処理：匿名加工の範囲を個人識別情報に限定

\* 文書管理における考え方の影響

「その他の属性情報」（移動履歴・購買履歴等）

ここを加工処理の対象外とする。→結果的に全体が匿名化となる。

\* コンピュータ処理情報では識別機能を有する（準識別子）。

【本来の処理】

認識：各レコードの全フィールドのデータセットを対象として個人識別性を問う。

処理：各レコードの全フィールドのデータセットを対象に匿名加工する。

\* 処理情報では「個人識別情報」と「その他の属性情報」の区分に実益はなく、むしろ有害なことも。

Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved

37

37

令和3年改正法（デジタル社会形成整備法51条関連） 準拠

## 「個人情報」の定義

38

38

民間部門 (平成27年改正)

基本法 (令和3年改正)

## 第2条 (定義) : 「個人情報」

- 1 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（**文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）**により特定の個人を識別することができるもの（**他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）**
  - 二 個人識別符号が含まれるもの

39

39

基本法

## 「個人情報」の定義（2条1項）の論点

「個人情報」該当性の考え方

- ①誰が（事業者/Controllerの特定）、②どの情報を対象に（対象範囲の画定）
- ③何のために（法目的）、④どのように判断するのか？

### 1. 本文柱書関係

- (1) 「生存する」とは？ ←③
- (2) 「個人に関する情報であつて」とは？ ←②

### 2. 1号個人情報関係

- (1) 「他の情報と容易に照合することができ」（容易照合性）とは？ ←②
- (2) 「氏名、生年月日その他の記述等」とは何の例示か？
- (3) 「個人を識別することができるもの」とは？ ←③+④
  - \* 「記録」とは？ →ディスプレイ上の表示のみに止まる場合は？ ←③
  - \* なぜ識別性のみ問うのか？ 秘密性、プライバシー性を問わない理由は何か？ ←③

### 3. 2号個人情報関係（「個人識別符号」）

- (1) 政令指定の符号は限定列举か例示列举か？ ←③
- (2) 「個人識別符号」以外の個人別に付された番号、記号その他の符号（個人識別子）は1号個人情報になり得るか？ ←③
  - \* 「個人識別符号」は必要不可欠な法令用語か？ ←③

Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved

40

40

## 基本法

# 「個人情報」の定義の条文構造

### 本文柱書

個人情報とは「生存する個人に関する情報であって、」 「次の各号のいずれかに該当するもの」

### 1号個人情報

(1) 「当該情報に含まれる」 「氏名、生年月日その他の記述等」

① a 「文書、図画」 に記載されたもの (→紙等媒体のアナログ処理情報、及びアナログ散在情報)  
若しくは  
に記録されたもの (→パンチカードシステム等のアナログ処理情報)

① b 「電磁的記録」

= 電磁的方式

ア 電子的方式

イ 磁気的方式

ウ その他の知覚によっては認識することができない方式

で作られる記録 (→デジタル処理情報、及びデジタル散在情報)

又は

② 「音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項」 をいう。

③ 上記1号個人情報から「個人識別符号を除く」 (→2号個人情報で規律)

(→「個人識別符号」以外の個人別に付された番号、記号その他の符号を含む)

(2) ((1)の情報) 「により特定の個人を識別することができるもの」

(3) 上記に加えて、① 「他の情報と容易に照合することができ、」るものまで対象情報を拡張し、

② 「それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」

### 2号個人情報

「個人識別符号が含まれるもの」 → (生存する個人に関する情報に)

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

41

41

## 2-1. 「個人情報」 (法第2条第1項関係)

○ 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 (文書、図画若しくは電磁的記録 (電磁的方式 (電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方をいう。次項第二号において同じ。) で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。) に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項 (個人識別符号を除く。) をいう。以下同じ。) により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

二 個人識別符号が含まれるもの

(例)

氏名

山田 太郎

顔写真



住所

(氏名と組み合わせる場合)

東京都●●区▲▲町

山田 太郎

生年月日

(氏名と組み合わせる場合)

1980年●月▲日

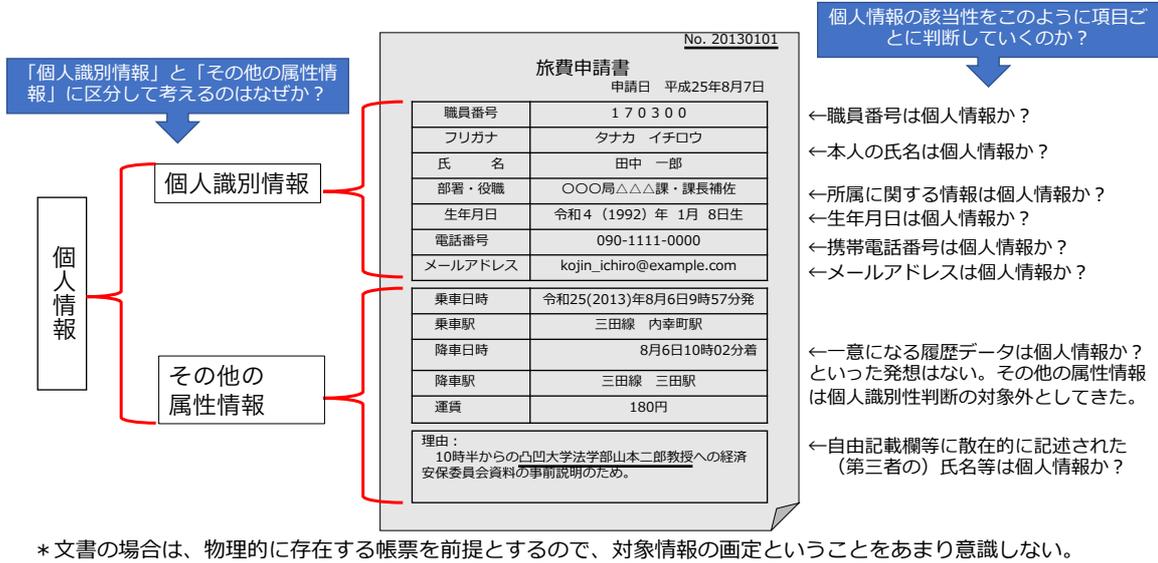
山田 太郎

個人情報保護委員会「個人情報保護法の基礎」(令和4年7月)4頁より

42

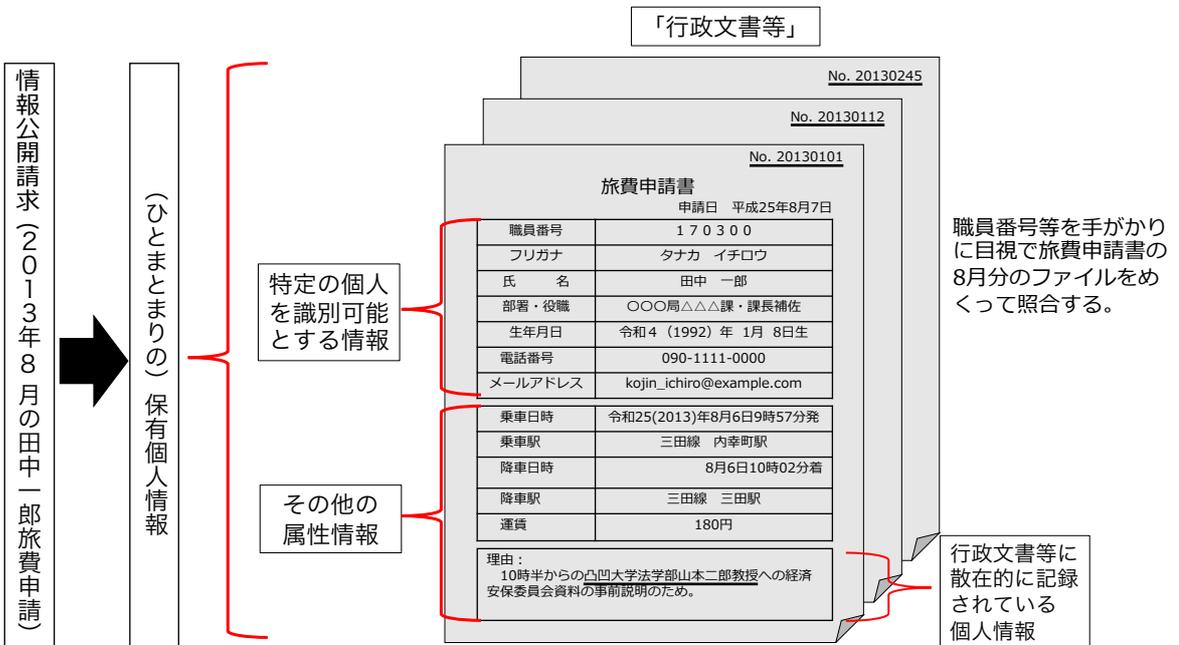
42

## 文書管理法制における「個人情報」該当性の考え方



43

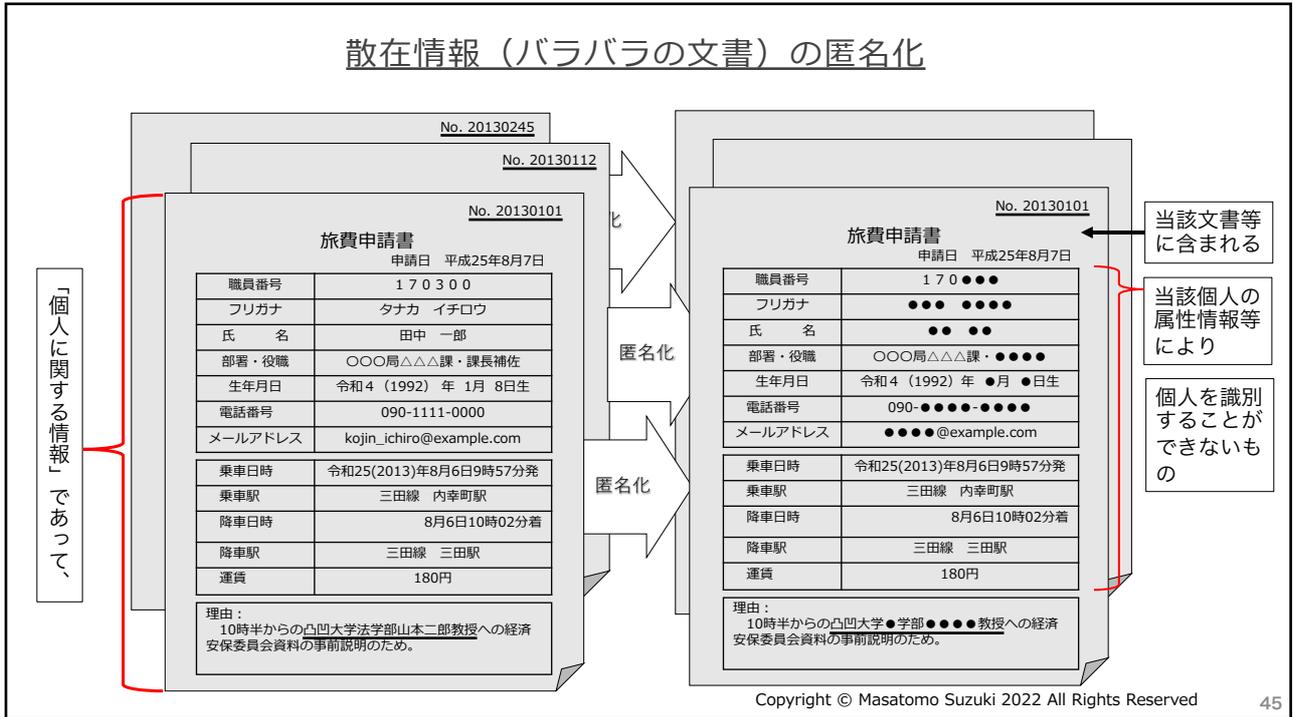
43



44

44

## 散在情報（バラバラの文書）の匿名化



45

## データ管理法制における「個人情報」該当性の考え方

主体：個人情報取扱事業者（医療法人）が、

行為：保有する

客体：「個人情報データベース等」（テーブル（表））を対象として個人情報該当性を判断する。

「個人情報」とは、

「個人に関する情報であって」

→ ①個人をキーとするレコード（行）であって

+

「当該情報に含まれる①氏名、②生年月日③その他の記述等」により、

→ ②フィールド（列）に記録されたデータにより、

→ 「個人を識別できるもの」（人間を選別できるもの）



データによって  
人間を選別できる  
か否かが重要。

③ID	①氏名	①フリガナ	③顔写真	②生年月日	③住所
42	山田 太郎	ヤマダ タロウ		19800101	東京都●●区▲▲町1-2-3 ××マンション123号
43	田中 一郎	タナカ イチロウ		19920108	
44	鈴木 二郎	スズキ ジロウ		19620403	
45	佐藤 三子	サトウ ミチ子		19830203	
...	...	...		...	...

Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved

46

46

## 「検索することができるように体系的に構成したもの」とテーブル（表）

### テーブル（表）

レコード（行）	フィールド（列）					
	ID	氏名	フリガナ	性	電話番号	生年月日
43	田中一郎	タカイチロウ	♂	0311110444	19920108	〇〇〇
44	鈴木二郎	スズキジロウ	♂	0611110444	19620403	△△△
45	佐藤三子	サトウミチ子	♀	0322225666	19830203	×××
...	...	...	...	...	...	...

個人情報保護法上は、このテーブルが「検索することができるように体系的に構成したもの」、すなわち「個人情報データベース等」のことであり、このテーブル（表）の各レコード（行）が「個人に関する情報」ということになる。

個人識別性判断の対象情報の範囲がこのテーブル（表）の各レコードであり、そのレコードのフィールド（列）の属性情報ごとの記録をもって個人が識別できる場合は、このレコード全体が1つの個人情報となる。また、これと照合できる別表があれば、当該原票（他の情報）と別表合わせて1つの対象情報となり、個人識別性の有無が判断され個人情報該当性の有無が決定される。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

47

47

### ①対象範囲の画定

「個人に関する情報であって」 →個人をキーとするレコード（行）ごとに  
 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等」により、 →フィールド（列）に記録されたデータによって、（→個人を識別できるもの）

原表	ID	氏名	フリガナ	性	電話番号	生年月日	別表	ID	乗降履歴
43	田中一郎	タカイチロウ	♂	0311110444	19920108	19920108	43	〇〇〇	
44	鈴木二郎	スズキジロウ	♂	0611110444	19620403	19620403	44	△△△	
45	佐藤三子	サトウミチ子	♀	0322225666	19830203	19830203	45	×××	
...	...	...	...	...	...	...	...	...	

### ②対象範囲の拡張

「他の情報」と「容易に照合することができ」  
 （→他の情報（原表）と別表の各レコードが対応する場合は1つのデータとすることができ、）  
 それにより

### ③個人識別性判断

「個人を識別することができるもの」  
 ↓  
 「個人情報」

\*本構造を前提としなければ「仮名加工情報」及び「匿名加工情報」は観念できない。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

48

48

## 「個人情報」の定義（2条1項）の論点

### 1. 本文柱書関係

- (1)「生存する」とは？ ←③  
 (2)「個人に関する情報であって」とは？ ←②

①なぜ「個人情報」を「生存する」個人に限定しているのか？

- ・死者の情報を「個人情報」から除外する理由は何か？
- ・遺族からの事件・事故死、災害死等に関する本人（故人）の保有個人データ（または保有個人情報）の開示等請求権を受けた個人情報取扱事業者（または行政機関等）はどう対応すべきか？
- ・自治体における災害時の安否不明者及び死者の氏名公表はどうあるべきか？（自治体広報の視点、報道機関からの取材対応（報道・取材の自由、国民の知る権利）の視点）
- ・非実在的架空の人格（存在しない個人）は該当するか？また、アバターの取扱いは？

②「個人に関する情報であって」とは具体的にどのような情報か（具体例）？

- 「個人情報」の定義においていかなる機能・役割を有しているか？  
 「個人を識別できる」情報を問うことで、本定義としては足りるのではないか？

### （参考1）個人に関する情報の具体例

個人に関する情報の一部を例示すれば、次のとおりである。

- ・内心の状況、思想、信条、趣味
- ・身心の状況、体力、健康状況、身体的特徴、病歴
- ・生活、家庭、身分関係、氏名、住所、本籍、家族関係
- ・社会経済活動、学歴、犯罪歴、職業、所属団体、財産額、所得、金融取引関係

総務省行政管理局監修・社団法人行政情報システム研究所編集  
 『行政機関等個人情報保護法の解説』16頁、ぎょうせい（平成17年）

個人に関する情報の例示には、民間事業者の事業の用に供する、または行政機関等の行政の用に供する一定の利用目的の達成に必要な情報が示されている。利用の目的があれば、一般にそれに即した内容のある情報が求められるということでもある。

これらの情報が、個人識別性を有するときに「個人情報」に該当する。

個人識別性があることで、データを用いて個人の選別と決定を行い得るのであり、また、当該個人の秘密であると認識し得る。こうした「個人の権利利益」の侵害可能性に対して、それを未然に防止するために、事前に事業者を法規制の対象とすべく対象情報を定義しているのである。

このように対象情報は、事業者の義務の遵守を通じて法目的が達成されるよう定義されている。したがって、個人情報の定義は、法目的に奉仕するものとして、それを指導理念として解釈されなければならない。

(参考2) **個人情報の外延**

「個人情報」は、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「一まとまり」の情報の集合物である（このため、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と規定している。）この「一まとまり」の範囲は、情報の内容、事務の性質等から総合的に判断されるべきものである。

開示、訂正、利用停止等の場面において、どこまでが開示請求者に関する保有個人情報となるのかは、形式的には決めがたい。とりわけ行政文書に散在的に記録されている個人情報の場合実務上問題となる。

総務省行政管理局監修・社団法人行政情報システム研究所編集  
『行政機関等個人情報保護法の解説』16頁、ぎょうせい（平成17年）

51

51

個人情報（2条1項）の定義における「個人に関する情報」は、次の条文でも用いられている。理論的な一貫性と体系性をもった統一的解釈が求められる。

- ① 仮名加工情報（2条5項）、匿名加工情報（同条6項）、個人関連情報（同条7項）
- ② 匿名加工情報の公表（43条3項・4項・44条1項）  
匿名加工情報の取扱いに係る義務（123条1項）
- ③ 保有個人情報の開示義務（78条1項2号）

**第2条（定義）**

**5** この法律において「**仮名加工情報**」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる**個人に関する情報**をいう。

**6** この法律において「**匿名加工情報**」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる**個人に関する情報**であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

**7** この法律において「**個人関連情報**」とは、生存する**個人に関する情報**であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

52

52

#### 第43条（匿名加工情報の作成等）

3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる**個人に関する情報**の項目を公表しなければならない。

4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる**個人に関する情報**の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

#### 第44条（匿名加工情報の提供）

1 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。）を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる**個人に関する情報**の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

53

53

#### 第78条（保有個人情報の開示義務）

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一（略）

二 開示請求者以外の**個人に関する情報**（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

#### 第123条（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

1 行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる**個人に関する情報**の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

54

54

## 「個人情報」の定義（2条1項）の論点

### 2. 1号個人情報関係

- (1) 「他の情報と容易に照合することができ」（容易照合性）とは？ ←②
- (2) 「氏名、生年月日その他の記述等」とは何の例示か？
- (3) 「個人を識別することができるもの」とは？ ←③+④
  - \* 「記録」とは？ →ディスプレイ上の表示のみに止まる場合は？ ←③
  - \* なぜ識別性のみ問うのか？ 秘密性、プライバシー性を問わない理由は何か？ ←③

## 当該テーブル（原表）と別表との容易照合性の有無（1）

テーブル（原表）

テーブル（別表1）

		フィールド（列）							
		ID	氏名	フリガナ	性	電話番号	生年月日	乗降履歴	住所1
レコード（行）	→	43	田中一郎	タカイチロウ	1	0311110444	19920108	〇〇〇	岩手県
	→	44	鈴木二郎	スズキジロウ	1	0611110444	19620403	△△△	新潟県
	→	45	佐藤三子	サトウミチコ	2	0322225666	19830203	×××	群馬県
	→	...	...	...	...	...	...	...	...

\* 原表と別表1の  
対応関係不明

**容易照合性なし**

## 当該テーブル（原表）と別表との容易照合性の有無（2）



57

### ①対象範囲の画定

「個人に関する情報であって」 → 個人をキーとするレコード（行）ごとに  
 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等」により、 → フィールド（列）に記録されたデータによって、（→個人を識別できるもの）



### ②対象範囲の拡張

「他の情報」と「容易に照合することができ」  
 （→他の情報（原表）と別表の各レコードが対応する場合は1つのデータとすることができ、）

それにより

### ③個人識別性判断

「個人を識別することができるもの」

「個人情報」

\*本構造を前提としなければ「仮名加工情報」及び「匿名加工情報」は観念できない。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

58

58

**政府の内部資料**（JILIS情報公開請求資料：高木浩光JILIS理事調査）

**想定** 具体的に、どのような場合を「照合が容易」というのか。

（答）

1 「照合が容易」かどうかは、照合する「他の情報」の管理状況により異なるため、一律に論じることは困難であるが、一例をあげれば、個人別の番号のみが付されたファイルがあり、これとは別に番号別の氏名リストを電算処理情報や台帳で保有している場合などが考えられる。

2 「照合が容易」かどうかは、照合する「他の情報の管理状況等を勘案して、「電子計算機により個人情報を処理していると同様な状態」であるかどうか、個別、具体的に判断する必要がある。

●上記資料によるなら、照合容易性は、電算処理情報や台帳などの体系的構成を前提にした考え方である。

**政府の内部資料**  
（JILISにおいて  
法制局に情報公開  
請求した資料）

1. 通常の個人情報ファイル（個人が選別できる情報 ← 個人情報を体系的に構成）

	車両番号	所有者	住所	TEL
1	品川は 11-22	行政 太郎	東京都品川区____	03-2208-31...
2	練馬わ 22-33	情報 花子	東京都練馬区____	090-2269-51...
3	品川に 00-99	行政 太郎	東京都品川区____	03-2208-31...
4				

※ 個人に着目した処理（検索、加工、編集等）が容易

2. 当該リストに記載された情報だけでは個人を識別できないが、他のリストと照合することにより個人を識別することができる

地点	通過日	通過時刻	速度(km/h)	車両番号
加平 PA	02年05月XX日	18:07	+30	品川は 11-22
小菅 JC	02年05月XX日	18:04	+30	品川は 11-22
高井戸	02年02月XX日	02:11	+40	横浜う 99-55

照合して  
利用

※ 個人情報ファイルとして利用（個人に着目した処理が容易）

「行政 太郎（が所有している車両「品川は 11-22」）」が、「02年5月XX日に小菅ジャンクション～加平パーキングエリアのルートで走行していた」ことがわかる。

●法制局資料をみると、個人情報該当性判断の対象となる1つの情報の範囲を画定するにあたり、「容易に照合する」という文言を通じて、個々のテーブルごとに判断するのではなく、複数のテーブル間、たとえば原表（DB）と別表（提供用DB）の、相互のレコード（行）同士が、識別子（車のナンバー）によって対応する関係にあるかどうかを確認し、複数のテーブルであっても論理的に一つのテーブルを構成し得るかどうか、一つの「個人に関する情報」を画定するかどうかを確認していることがわかる。ここに容易照合性の本来の役割、機能がある。

Cf. 「記名式Suica履歴データ無断提供事件」

1. 「個人情報を体系的に構成」した「個人に着目した処理（検索、加工、編集等）が容易」な「個人が選別できる情報」、すなわち「個人情報ファイル」または「個人情報データベース等」といったデータベースを前提とし、

2. 単体では識別できなくても「他のリスト」と照合することで（対象情報の範囲を拡張した上で）個人を識別することができるか。他のリスト（原表）1対当該リストnでもよい。

※照合して「個人情報ファイルとして利用」できるか、「個人に着目した処理」ができる「容易」処理性を言っている。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

61

61

## 公的部門

### （参考）

（「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」平成28年改正）

## 第2条（定義）：「個人情報」

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（**他の情報と照合**することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

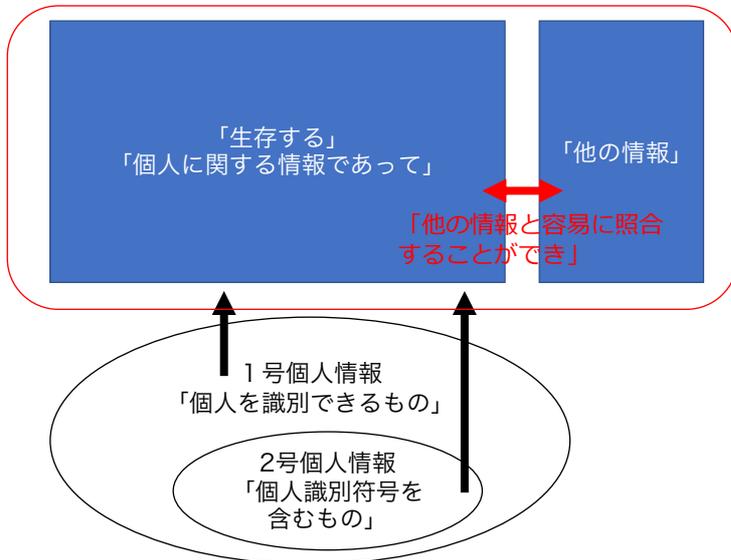
二 個人識別符号が含まれるもの

62

62

基本法

## 対象情報（個人情報の外延）を画定するための文言



「生存する」

- ・死者（故人）の情報は該当しない

「個人に関する情報であって」

- ・実在する具体的なある個人に関する情報であること
- ・個人情報の外延となる概念であること（これ全体が個人情報となる。）

- ・1号の個人識別性の要件を充たすか否かの対象情報となる。
- ・2号の個人識別符号を含むか否かの対象情報となる。（対象情報を画定する機能を有する）

\* 概念上、2号個人情報は1号個人情報に包摂される。故に、1号中に「（個人識別符号を除く。）」と明記している。

基本法

## 「個人情報」の定義（2条1項）の論点

### 3. 2号個人情報関係（「個人識別符号」）

- (1) 政令指定の符号は限定列举か例示列举か？ ←③
  - (2) 「個人識別符号」以外の個人別に付された番号、記号その他の符号（個人識別子）は1号個人情報になり得るか？ ←③
- \* 「個人識別符号」は必要不可欠な法令用語か？ ←③

## 「個人識別符号」（2条2項1号・2号）の条文構造

	①「符合」の性質 (文字,番号,記号等)	②特定個人の識別性		③政令で定めるもの (政令1条で限定列举)
		符号と個人との 対応関係	個人識別 可能性	
1号	「個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号」(特徴量)	○符号と本人の身体「特定の個人の身体の一部の特徴」	○「当該特定の個人を識別することができるもの」	DNA塩基配列、顔識別、虹彩、声紋、歩容識別、静脈識別、指紋又は掌紋で、基準(規則2条)に適合するもの
2号	「個人に提供される役務の利用、商品の購入に関して割り当てられた符号」	○符号と利用者/購入者「利用者若しくは購入者ごとに、異なるものとなるように、割り当てられた」もの	○「利用者若しくは購入者を、識別することができるもの」	*現在、2号「個人識別符号」において、民間事業者の付番した個人別に付された番号、記号その他の符号(Suica IDやTポイントカード番号等)の指定はない。
	「個人に発行されるカードその他の書類に記載され若しくは電磁的方式により記録された符号」	○符号とカード等の名義人「発行を受ける者ごとに、異なるものとなるように、記載され若しくは記録された」もの	○「発行を受ける者を、識別することができるもの」	旅券、基礎年金、免許証、特別永住者証明書の番号、住民票コード、個人番号、各種健康保険、高齢者医療、介護保険、雇用保険の被保険者等記号・番号(規則3、4条)

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

65

65

## 個人識別符号：識別子と体系的構成

テーブル(表)

		フィールド(列)						
		ID	氏名	フリガナ	性	電話番号	生年月日	乗降履歴
識別子	→	43	田中一郎	タカイチロウ	1	0311110444	19920108	○○○
	→	44	鈴木二郎	スズキニロウ	1	0611110444	19620403	△△△
	→	45	佐藤三子	サトウミチコ	2	0322225666	19830203	×××
	→	・	...	...	・	...	...	...
		レコード(行)						

ここで「識別子」とは、「検索することができるように体系的に構成されたもの」上図のテーブル(表)を前提としており、個人別に付された、すなわち「個人に関する情報」である上図のレコード(行)に対応して悉皆かつ唯一無二の番号その他の符号が付番されたものである。

「識別子」そのものに利便性や脅威があるのではなく、上記のような体系的構成を伴うところにおいてはじめて識別子としての機能が完結されるのである。

「個人識別記号」は、この識別子が、どのような利用目的で使われるものか、それを実現するために、どのようなフィールド名が設計されているかが問われる。テーブルの各カラムにデータが記録され大量のレコードが運用されることでその利便性と脅威が具体化するのである。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

66

66

## 個人情報保護法を踏まえた医療データ特別法

67

67

### 厚生労働省「医療分野仮名加工情報検討会」における鈴木意見

医療分野の個人データの二次利用における本人保護と利活用の進展を図るための特別法を制定すべきである。

1. 新・個人情報保護法（令和5年4月1日施行）の特別法とする。  
個人情報保護法の理論的基礎を踏まえた設計とする。
2. 「保有個人データ」中心のデータ保護法制として設計する。
  - (1) 「個人情報」概念の正しい解釈が前提となる。
  - (2) 「仮名加工情報」を基礎に「仮名加工医療情報」概念を定義する。
  - (3) 個人データである「仮名加工医療情報」を本人同意なく二次利用ができるための法的枠組みと法的義務を定める。
3. 医療データの流通が阻害されないように日米欧のルールとのハーモナイゼーションを図る。
  - (1) 米国法はもとより、2022年5月に発表されたEUのEuropean Health Data Space (EHDS) の動向を踏まえる。
  - (2) 医療データに関わる国際規格との整合を考慮する。

68

68

## 個人情報保護法の理論的基礎

医療データ特別法は個人情報保護法の理論的基礎を踏まえて設計すべきである。

### 1. 個人情報保護法の法目的

- (1) 「個人の権利利益」の保護（立法事実としての実質的リスク・脅威モデルの確認）
  - ① 本人の秘密の保護（守秘）
  - ② データによる人間の選別、評価決定による個人の自由への侵害からの本人保護（ex.パンチカードシステムを利用したホロコースト、医学部入試における女性差別）
    - \* 「医療情報は本人のものである」とする**自己情報コントロール権からの脱却。**  
本人同意原則は必ずしも本人を保護せず、社会をよくするものでもない。
- (2) 「個人情報の有用性」への配慮  
本人を害さない利用を許容することで個人データ利用の有用性を最大化する。
  - ① 個人の秘密の保護（安全管理の徹底）と
  - ② 個人の選別的利用からの本人保護（非選別利用の条件整備）
    - \* **保護と利用のバランス論（比較衡量論）からの脱却。**
- (3) デジタル社会の実現に向けた個人データ処理の法的基盤整備
  - \* **文書管理法制からの脱却。** 文書管理法制と**データ保護法制**の違いを認識する。

### 2. 個人情報保護法の性質

- ① 司法法（民事法・刑事法）とは異なる行政法（事業者の事前規制）としての特徴と
- ② データ保護法制としての情報法の特徴に留意して解釈する。

Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved

69

69

## 個人情報保護法の理論的基礎のゆらぎ

個人情報保護法は、文書管理法制とデータ保護法制、守秘法制とデータ保護法制としての両方の性質があって理論的整理がなされず、そのゆらぎの中で解釈論が混迷している。

### 1. 対象情報における没価値的定義と価値的要素を入れた定義のゆらぎ

- (1) 「個人情報」は没価値的定義である。それはなぜか？
  - ① 個人の識別性を中心とした定義（→データによる人間の選別への脅威）
  - ② 公開・非公開の別など秘密性、プライバシー性の有無、重要性の程度を問わない
- (2) 「要配慮個人情報」は価値的要素を入れた定義である。
- (3) 罰則に守秘義務を規定している。

### 2. 個人情報保護法の性質のゆらぎ

- ① 情報法としての文書管理法の性質とデータ保護法制の性質の間にゆらぎがある。  
一つに**個人情報の定義における提供元基準と提供先基準とのゆらぎ**が残る。
- ② 民事法としての本人の開示等請求権や刑事法としての罰則など裁判規範性を有し、行政法としての事業者の行為規範性を有する性質と、  
その他個人情報保護委員会の組織と権限など行政組織規範としての性質と  
事業者の取締りのための行政庁の根拠規範としての性質を有している。  
この点においては理論的整理は可能である。

Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved

70

70

## 個人データの有用性配慮の理論 非選別的利用における「仮名加工医療情報」の必要性

データ保護法制としての個人情報保護法（例：欧州のdata protection）は、データによって個人を選別し評価や決定の対象とすることで当該個人の自己決定等内心及び行動の自由を制約し個人の尊重の理念に影響を及ぼすなど個人への侵害を未然に防止することで個人（自然人）の権利利益を保護することを目的とした事業者規制法である。

したがって、個人を選別することなく利用すること（非選別的利用）は原則として問題とならないはずである。

しかし、統計情報や匿名加工情報と異なり仮名加工情報の場合は非選別的利用であっても、その性質上、依然として選別リスクは内包された状態にあり、データがControllerの管理下から離れて、転々と流通することは個人の権利利益を侵害するリスクが高い。

そこで、立法論としては、医療創薬など社会的にデータ利用の必要性が高く求められる特定分野に限定し、利用目的をその趣旨に合致するようできる限り特定し、Controllerも定め、第三者提供（データ流通）の範囲を制限し、安全管理と罰則による担保を徹底し、個人情報保護委員会に監督権限を与えるなど法的に統制するならば、**本人の同意なく「仮名加工医療情報」を非選別的に利用すること**を認めることは許容されるように思う。

## 個人情報保護法解釈の混迷の原因を踏まえた立法

### 1. 基本的に個人情報保護法は医療データの利活用を阻害しない。

患者の個人情報保護と医療データの利活用は相反する関係にあるとの認識、すなわち、個人情報保護法は医療データの利活用を阻害するという発想から脱却する必要がある。

個人情報保護法は、医療関係事業者が、適正な利用目的の範囲で、法的義務を遵守することで個人情報のまま利用することを認めており、むしろ利用を前提とした法律である。

そもそも治療（一次利用）や研究創薬等（二次利用）の利用目的がなければ個人情報を取得する必要はなく、取得する以上は、適正に個人データを管理し、本人及び行政庁の関与に対応して利用するのはむしろ当然のことである。

問題の多くは、個人情報保護法の解釈の混乱と過剰に煩雑な運用体制（各組織ごとの倫理審査委員会のばらつき、医療倫理の曖昧さ、手続の煩雑さ等）にある。

## 個人情報保護法解釈の混迷の原因を踏まえた立法

### 2. 自己情報コントロール権からの脱却

＊「要配慮個人情報」（同意原則）に「病歴」をいれたことの評価

特定のカテゴリに該当するか否かの定義上の問題だけではなく、それが義務においてどう規定され、どのような法的効果となり、それがどのように実質的な患者保護につながり、どのような医療現場での弊害につながったか。特に公的部門においてどの程度の患者保護効果があったのか。一方で医療データ利活用にどれだけの副作用があったかの検証をすることなく、病歴は重要だから要配慮個人情報に入れるべきという主張を日本医師会がしてきたことの功罪を検討し、以後のロビー活動の教訓とすべきであろう。安易な同意原則は本人保護にも社会のためにもならないということも知るべきである。

## 個人情報保護法解釈の混迷の原因を踏まえた立法

### 3. 保護と利用のバランス論からの脱却

調整法理の形成に向かうところのない保護と利用のバランス論は、患者保護派と二次利用促進派の裸の価値判断がぶつかり合うだけの出口のない不毛な論争となっている。

守秘法制としての個人情報保護法において、個人の内心の自由の保護と利用との問題を検討する場合は、比較衡量という解釈手法自体が妥当しない（内心の自由の絶対的保護）。また、比較衡量論における課題と再構成の必要性の議論にも留意する必要がある。

## 個人情報保護法解釈の混迷の原因を踏まえた立法

### 4. 仮名加工医療情報は、本人保護への脅威ではなく保護強化である。

以前は、連結可能／不可能匿名化と称して現在の仮名化とほぼ同様の利用が行われていて一部で問題視されていた。これが「非個人情報」ということになれば、すべての分野で仮名化による自由な転々流通が可能となってしまうことが問題であった。（GDPRのpseudonymisationの整理参照）

「連結可能／不可能匿名化した医療データは個人情報ではない」という扱いであったものの「無条件に外部提供する」ことに不安があった。

NDB等も、非個人情報であると位置付けたが故に、法的統制の不十分さを懸念して倫理的視点から厳しい自主規制を行ってきたということだろう。

## 個人情報保護法解釈の混迷の原因を踏まえた立法

### 4. 仮名加工医療情報は、本人保護への脅威ではなく保護強化である。

したがって、「これは個人情報である（仮名化された個人情報である）」と位置付けることにより、個人情報保護法の**統制**の下で扱うようにすれば、医療分野における提供のあり方も、実質的リスクに応じた一定程度緩和し利活用を許容する立法政策が可能となる。

すべての分野で仮名化での流通を止めた上で、医療創薬分野のように必要が高く、かつ法的統制の実効性が担保された設計と運用が可能である特定分野に限定して、一部元に戻すというのが本提案である。

この趣旨を共有しないと、「現行法でできないとされていることを、法改正でできるようにするというのは理解できない」という反応を招きかねない。

## 個人情報保護法解釈の混迷の原因を踏まえた立法

### 4. 仮名加工医療情報は、本人保護への脅威ではなく保護強化である。

個人データである「仮名加工医療情報」として本人同意なく二次利用を認めるための、①制度趣旨、②Controllerとしての事業者等（研究機関、医療法人、医師等）の捉え方、③対象情報である仮名加工医療情報の定義、④二次利用の定義、⑤利用目的の法定（適正な利用目的の考え方）、⑥一般法をより加重すべき法的義務のあり方（オンサイト分析等安全管理措置）、⑦規則の制定権者（厚労省）、監督のあり方（個人情報保護委員会）、⑧罰則（秘密漏示罪等とのバランス）

ルールにそった統制された流通を目指す。

## 個人情報保護法解釈の混迷の原因を踏まえた立法

### 4. 仮名加工医療情報は、本人保護への脅威ではなく保護強化である。

#### オンサイト分析

医療機関は治療が主たる利用目的であって、委託モデルでは創薬等の利用、次世代医療に向かうイノベーションが期待できない。分析を利用目的とする医薬品事業者等へのデータの引き渡しは第三者提供モデルとならざるを得ない。

そこでデータを利用者に提供せず、提供元のオンサイトで分析する方法も行われているが、これは法的には個人データの第三者提供が行われているのであって、これは安全管理措置の一つにすぎない。

医療仮名加工情報も、オンサイト分析も視野に入れつつ、それでもなお、法的には第三者提供に当たるから法改正による手当が必要である。

なお、オンサイト分析だと、複数箇所のデータベースから提供を受けての突合ができないので、その点も立法上の対応を検討すべきである。

## 個人情報保護法解釈の混迷の原因を踏まえた立法

### 5. 仮名加工医療情報の設計は「個人情報」の正確な理解が前提

以下、3つのケーススタディで、現在の個人情報の定義に関する有権解釈（ガイドライン）や市中の解説書では不十分な現状を説明したい。

なお、個人情報該当性判断は、欧州との十分性認定の相互承認の維持と今後の日米欧の自由な医療データ流通を確保する点からも、下記のフランスのコロナ対応における小学校での自動体温測定がGDPR違反とされたコンセイユ・デタ2020年6月21日の判決を参照しておくべきである。

一般財団法人情報法制研究所（JILIS）第5回情報法制シンポジウム テーマ②  
「コロナ対策の体温自動測定GDPR違反事件と個人データ該当性判断 ～日本の個人情報保護法への示唆」  
報告「体温自動測定GDPR違反コンセイユ・デタ判例解説」  
金塚 彩乃（弁護士・フランス共和国弁護士）  
[https://jilis.org/events/data/20210713jilis\\_online-sympo-kanezuka.pdf](https://jilis.org/events/data/20210713jilis_online-sympo-kanezuka.pdf)

Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved

79

79

## 参考文献

インタビュー「高木浩光さんに訊く、個人データ保護の真髄 ―いま解き明かされる半世紀の経緯と混乱」  
Café JILIS (2022年3月18日)  
<https://cafe.jilis.org/2022/03/18/160/>

鈴木正朝「個人情報保護法令と3年改正（公民一元化）と個人情報の定義の統一」自治実務セミナー1月号、58～62（2022）

宇賀克也『新・個人情報保護法の逐条解説』（有斐閣、2021年12月）

宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説 -- 行政機関情報公開法・独立行政法人等情報公開法』（有斐閣、第8版、2018年12月）

鈴木正朝=高木 浩光=山本一郎『ニッポンの個人情報』（翔泳社、2015）

\* あとがき（note転載：鈴木正朝）

<https://note.com/rompal/n/n61a424849e42>

\* プライバシーフリーク・カフェ（ネット掲載記事リンク集「鈴木情報法研究室」）

<https://www.rompal.org/pfc/>

日置巴美=板倉陽一郎『平成27年改正個人情報保護法のしくみ』（商事法務、2015）

日置巴美=板倉陽一郎『個人情報保護法のしくみ』（商事法務、2017）

\* 講演資料（板倉陽一郎）「個人情報保護法の現在―令和3年改正法 2倍速徹底解説」（2021）

[https://jilis.org/events/data/20210929jilis\\_online-seminar-itakura.pdf](https://jilis.org/events/data/20210929jilis_online-seminar-itakura.pdf)

80

80

## 参考文献

- 高木 浩光「個人情報保護から個人データ保護へ——民間部門と公的部門の規定統合に向けた検討（1）」情報法制研究, 2017年 1号, 88-99  
[https://www.jstage.jst.go.jp/article/alis/1/0/1\\_88/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/alis/1/0/1_88/_pdf/-char/ja)
- 高木 浩光「個人情報保護から個人データ保護へ——民間部門と公的部門の規定統合に向けた検討（2）」情報法制研究, 2017年 2号, 75-66  
[https://www.jstage.jst.go.jp/article/alis/2/0/2\\_75/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/alis/2/0/2_75/_pdf/-char/ja)
- 高木 浩光「個人情報保護から個人データ保護へ——民間部門と公的部門の規定統合に向けた検討(3)」情報法制研究, 2018年4号, 74-100  
[https://www.jstage.jst.go.jp/article/alis/4/0/4\\_74/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/alis/4/0/4_74/_pdf/-char/ja)
- 高木 浩光「個人情報保護から個人データ保護へ——民間部門と公的部門の規定統合に向けた検討（4）」情報法制研究, 2020年 7号, 78-102  
[https://www.jstage.jst.go.jp/article/alis/7/0/7\\_78/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/alis/7/0/7_78/_pdf/-char/ja)
- 高木 浩光「個人情報保護から個人データ保護へ——民間部門と公的部門の規定統合に向けた検討（5）」情報法制研究, 2020年 11号, 89-109  
(J-Stage準備中のため未掲載)

81

81

## 参考文献

- 横山 均, 高木 浩光, 鈴木 正朝「個人情報保護法制 令和3年改正のその先に向けて 情報法制学会 第4回研究大会」情報法制研究, 2021年 9号, 104-118  
[https://www.jstage.jst.go.jp/article/alis/9/0/9\\_104/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/alis/9/0/9_104/_pdf)
- 高木 浩光「JILISにおける情報公開制度を活用した個人情報保護法等の立案経緯の分析」JILISレポート 2018/12/17  
<https://www.jilis.org/report/2018/jilisreport-vol1no2.pdf>
- 高木 浩光「（第2回情報法セミナー in 東京 講演録） 提言：就活サイト「内定辞退予測」問題と「信用スコア問題」 個人情報保護法上の検討と法改正に向けての提言」JILISレポート  
<https://www.jilis.org/report/2019/jilisreport-vol2no9.pdf>
- 高木 浩光「（情報法制学会第3回研究大会 講演録） 個人情報保護法改正についての提言」JILISレポート 2019/12/31  
<https://www.jilis.org/report/2019/jilisreport-vol2no12.pdf>
- 高木 浩光「講演録情報法制学会第4回研究大会 講演録：個人情報保護法制 令和3年改正のその先に向けて」JILISレポート 2021/1/29  
<https://www.jilis.org/report/2020/jilisreport-vol3no10.pdf>

82

82

## 参考文献

堀部 政男『自治体情報法』学用書房、1994/10/1

総務省行政管理局監修・社団法人行政情報システム研究所編集『行政機関等個人情報保護法の解説』、増補版、ぎょうせい、2005/9/1

夏井 高人=新保 史生『個人情報保護条例と自治体の責務』ぎょうせい、2007/10/18

石井 夏生利=曾我部 真裕=森 亮二 編著『個人情報保護法コンメンタール』勁草書房、2021/3/10

宇賀 克也編集・宍戸 常寿=高野 祥一『2021年改正 自治体職員のための個人情報保護法解説』第一法規、2021/11/10

園部 逸夫=藤原 静雄『個人情報保護法の解説』、第三次改訂版、2022/6/29

瓜生 和久『一問一答 平成27年改正個人情報保護法』商事法務

佐脇 紀代志『一問一答 令和2年改正個人情報保護法』商事法務

富安 泰一郎=中田 響『一問一答 令和3年改正個人情報保護法』商事法務

83

83



新潟大学 大学院現代社会文化研究科・法学部

**JILIS**

一般財団法人情報法制研究所



RIKEN 革新知能統合研究センター  
Since 1917 Center for Advanced Intelligence Project



NFI  
次世代基盤政策研究所

### Homepage

鈴木情報法研究室

<https://www.rompal.org/>

### Twitter

@suzukimasatomo

### e-Mail

[msuzuki@jura.niigata-u.ac.jp](mailto:msuzuki@jura.niigata-u.ac.jp)

84

84